

別記1 燧灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格	
小型機船 底びき網 漁業	手繰第1種 漁業 (機船手繰 網漁業)	211 隻	5トン未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端とを結んだ直線及びその延長線以東の伊予灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市関前、同市波方町小部又は同市菊間町(亀岡地区を除く。)に漁業根拠地を有する者	
			5トン未満	燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市今治、同市大浜、同市来島、同市波方町波方、同市大西町又は同市菊間町(亀岡地区に限る。)に漁業根拠地を有する者	
			5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町、今治市桜井、同市吉海町渦浦、同市吉海町津倉、同市宮窪町、同市伯方町、同市大三島町又は同市上浦町に漁業根拠地を有する者	
	手繰第2種 漁業 (えびこぎ 網漁業)		5トン未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端とを結んだ直線及びその延長線以東の伊予灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市関前、同市波方町小部又は同市菊間町(亀岡地区を除く。)に漁業根拠地を有する者	
			5トン未満	燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市今治、同市大浜、同市来島、同市波方町波方、同市大西町又は同市菊間町(亀岡地区に限る。)に漁業根拠地を有する者	
			5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町、今治市桜井、同市吉海町渦浦、同市吉海町津倉、同市宮窪町、同市伯方町、同市大三島町又は同市上浦町に漁業根拠地を有する者	
			手繰第3種 漁業 (貝けた網 漁業)	5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	12.1～ 翌3.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
						有する者
	手繰第3種 漁業 (戦車漕網 漁業)		5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	12.1～ 翌3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
刺し網漁 業	きす、かま す刺し網漁 業	2隻	5トン未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ4直線の 以東及び以北の燧灘 ア 西条市と今治市との境界点(大崎ノ鼻) イ 今治市平市島南端 ウ 今治市平市島南端から同市吉海町タケノ 鼻を見通した線と同市今治港東防波堤灯台 中心点から越智郡上島町高井神島南端を見 通した線との交点 エ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上 を見通した線と同市今治港東防波堤灯台中 心点から越智郡上島町高井神島南端を見通 した線との交点 オ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上 を結んだ線の延長線と同市宮窪町友浦地先 における最大高潮時海岸線との交点	4.1～ 11.30	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市(今治市関前、同 市波方町小部及び 同市菊間町を除 く。)に漁業根拠地 を有する者

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。